

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公表番号】特表2013-500753(P2013-500753A)

【公表日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-002

【出願番号】特願2012-522219(P2012-522219)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/132 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月26日(2013.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の注射部位に嵌り込んだ注射器の引き抜きによって引き起こされた出血を止めることができる、特に橈骨動脈の止血を行うための圧迫止血装置であって、

前記装置は、

- ・ 基部(10)と、
- ・ 前記基部(10)を前記患者に一時的に取り付けることができる支持手段(16)と、
- ・ 前記基部によって支持されると共にパッド(14)が提供されるアプリケータ(12)と、
- ・ 前記アプリケータ(12)が、前記パッド(14)が前記注射部位に圧力を及ぼす位置へ、前記基部(10)に対して動くように、前記注射部位に向かって前記アプリケータ(12)を動かすことができる調整手段(18)と、

を備えるタイプのものである、

装置において、

前記基部(10)は、前記注射部位の反対側に、前記支持手段(16)によって支持される貫通照準孔(20)を備え、

前記パッド(14)は、透明でありかつ前記照準孔内で移動可能であり、

前記調整手段(18)は、前記透明パッド(14)の直径の完全に外側に位置している、

装置。

【請求項2】

前記調整手段は、前記基部(10)に、前記照準孔(20)の縦方向軸線(X-X)回りに回転自在に取り付けられたボタン(18)を備え、

前記アプリケータ(12)、前記ボタン(18)、および前記基部(10)は、前記ボタン(18)の回転により、前記縦方向軸線(X-X)に沿って前記アプリケータ(12)の並進が引き起こされるように、スクリューとナットとのシステムによって接続され、

前記スクリューとナットとのシステムは、一体的に協働する前記アプリケータ(12)および前記ボタン(18)のねじ山(56b、62)を備え、

前記ねじ山(56b、62)は、前記透明パッド(14)の前記直径の完全な外側に位

置している、

請求項 1 に記載の装置。

【請求項 3】

前記パッド(14)は、前記調整手段(18)によって画定される前記パッド(14)の位置にかかわらず、前記注射部位に向かって前記基部(10)に対して突出する、

請求項 1 または 2 に記載の装置。

【請求項 4】

前記ねじ山(56b、62)は、前記アプリケータ(12)の外面および前記ボタン(18)の内面に提供される、

請求項 2 または 3 に記載の装置。

【請求項 5】

前記基部(10)および前記ボタン(18)は、前記ボタンを所定の安定的な複数の角度位置に維持することを可能にする協働停止手段(30、32、66)を備える、

請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 6】

前記ボタン(18)の回転の 2 つの方向のうちの 1 つに関して、前記ボタン(18)の回転を遮断するようにされた固締システム(218)を備える、

請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 7】

前記固締システム(218)は、前記注射部位の反対側の前記アプリケータ(12)の並進を推進する回転の前記方向に、前記ボタン(18)を回転させることを遮断するようにされた単方向固締システムである、

請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

前記固締システム(218)は、遮断位置と非遮断位置との間で動くことができる固締部材(238)を備える、

請求項 6 または 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記固締部材(238)は、前記縦方向軸線(X-X)に対して平行に移動可能である、

請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

前記固締部材(238)は、その遮断位置に向かう前記固締部材(238)の弾性戻りを確実にするように、前記基部に支持される弓形アーム(240)に固定される、

請求項 9 に記載の装置。

【請求項 11】

前記固締システム(218)は、前記透明パッド(14)の前記直径の完全に外側に位置している、

請求項 6 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 12】

前記支持手段(16)は、前記基部(10)に固定された腕輪を備える、

請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の止血装置。

【請求項 13】

前記装置を前記患者に配置した時間またはその瞬間からの経過した時間を記録することを可能にする手段(100)を備える、

請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 14】

前記装置を前記患者から取り除かなくてはならない時間またはそのときまで残っている残り時間を記録することを可能にする手段(100)を備える、

請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の装置。

**【請求項 15】**

前記装置によって及ぼされた前記圧力が、修正したかもしくは修正されなくてはならない時間またはそのときから経過した時間を記録することを可能にする手段(100)を備える、

請求項13または14のいずれか1項に記載の装置。